

川口市特別職報酬等審議会 会議録

会議の名称	川口市特別職報酬等審議会
開催日時	令和元年6月5日(水)午後1時30分から午後2時10分
開催場所	川口市役所本庁舎2階第3会議室
出席者	(会長)伊藤会長 (委員)鹿嶋委員、櫻井委員、鈴木委員、永田委員、平野委員、細野委員、松井委員、峯岸委員、吉田委員
会議内容	1 審議 ・市長及び副市長の給料の額について ・議会の議員の議員報酬の額について 2 閉会
会議資料	1 次第 2 資料
発言内容	事務局 ただいまから、第2回川口市特別職報酬等審議会を開会いたします。 会議を始める前に、前回所用により欠席でありました委員の紹介をいたします。 － 鹿嶋委員、細野委員の紹介をする － － 鹿嶋委員、細野委員の自己紹介をする － 事務局 本日の審議会を傍聴したい旨の届け出が2名の方から提出されております。これを許可したいと存じますが、よろしいでしょうか。 － 全員異議なく了承 － それでは、傍聴希望の方に、入室していただきます。 事務局 それでは、伊藤会長、会議の進行をよろしく願いいたします。 ■ 1 審議 会長 それでは、本日は2回目の会議ということで、前回配布した資料に基づいて皆さんご検討いただいたことと思いますので、積極的に発言をい

ただき、ご審議願いたいと思います。まず、前回事務局にお願いしてあった追加資料について、事務局で説明してください。

事務局

本日もよろしくお願いいいたします。お手元の資料を説明する前に、前回の会議での発言について1点訂正させていただきたい部分がございます。前回、平成14年度以降に開催した当審議会の回数についての質問に対し、H17.20.25.26の合計4回と回答いたしましたが、正しくは、H17.25.26の計3回でございました。この場で訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

それではお手元の資料につきまして、ご説明申し上げます。

まず、表紙を開けていただいた1枚目は目次となっております。

1ページをご覧ください。この資料は、同規模中核市の所在する県の最低賃金額の改正の変遷をグラフで示したもので、グラフの下にある表は具体的な金額となっております。

2ページをお願いします。この資料は、同規模中核市の所在する県の消費者物価地域差指数の変遷をグラフで示したものでグラフの下にある表は具体的な指数の値となっております。消費者物価地域差指数とは、地域間の物価水準の違いをみることを目的としたもので、全国平均の物価水準を100とした場合の各地域の物価水準を表したものです。

次に3ページをお願いします。この資料は、市税及び特別区税収入の変遷についての資料でございます。

(1) が埼玉県内市及び近隣特別区と比較したもので、

(2) が同規模中核市と比較したものでございます。

次に4ページをお願いします。この資料は、一般会計当初予算額の変遷についての資料でございます。3ページと同様に、

(1) が埼玉県内市及び近隣特別区と比較したもので、

(2) が同規模中核市と比較したものでございます。

次に5ページをお願いします。この資料は、市税及び特別区税の現年度分の徴収率の変遷についての資料でございます。これについても、前2ページと同様に、

(1) が埼玉県内市及び近隣特別区と比較したもので、

(2) が同規模中核市と比較したものでございます。

現年度分の徴収率とは、例えば川口市の平成29年度は98.6%となっておりますが、これは川口市が29年度に課税した税額に対して29年度中に納付された税額の割合を示しております。

次に6ページをお願いします。この資料は、市税及び特別区税の合計分の徴収率の変遷についての資料でございます。これについても、前3ページと同様に

- (1) が埼玉県内市及び近隣特別区と比較したもので、
- (2) が同規模中核市と比較したものでございます。

合計分の徴収率とは、例えば川口市の平成29年度は95.6%となっておりますが、これは5ページの現年度分の徴収率と前年度以前に課税し、未徴収のため現年度に繰り越しをした分である滞納繰越分の徴収率の合計を示しております。

次に7ページをお願いします。この資料は、平成31年4月1日現在の埼玉県内市及び近隣特別区の特別職の給料及び年収の一覧でございます。網掛けしてある部分が、川口市のものとなっております。

次に8ページをお願いします。この資料は、1ページ前の7ページ(1)の埼玉県内市及び近隣特別区の特別職の給料を棒グラフにしたものでございます。■で囲ってある部分が川口市のものとなっております。

次に9ページをお願いします。この資料は、同じく7ページ(2)の埼玉県内市及び近隣特別区の特別職の年収を棒グラフにしたものでございます。■で囲ってある部分が川口市のものとなっております。

次に10ページをお願いします。この資料は、一般職職員の年齢別のモデル給料・年収額の変遷についての資料でございます。この表の見方でございますが、30歳のH15年度のところを見ますと、給料額243,100円、年収額4,385,524円となっております。これは、H15年4月1日現在に30歳だった職員のもらえる給料・年収額を表しています。30歳、40歳、50歳の職員がもらえる給料・年収額が各年度でどう推移しているかということを示したものとなります。

次に11ページをお願いします。この資料は、埼玉県内の特別職の給料の減額措置を行っている自治体の一覧でございます。

- (1) が、平成30年4月1日現在のもので、
- (2) が、平成31年4月1日現在のものとなっております。

次に12ページをお願いします。この資料は、平成31年4月1日現在の埼玉県内市及び近隣特別区の人口、議員定数、人口を議員定数で割ったものである議員1人当たりが抱える人口の一覧でございます。網掛けしてある部分が、川口市のものでございます。

次に13ページをお願いします。

この資料は、平成31年4月1日現在の埼玉県内市及び近隣特別区の議員報酬及び年収の一覧でございます。網掛けしてある部分が、川口市

のものでございます。

次に14ページをお願いします。この資料は、1ページ前の13ページ(1)の埼玉県内市及び近隣特別区の議員の月額報酬を棒グラフにしたものでございます。■で囲ってある部分が川口市のものとなっております。

次に15ページをお願いします。この資料は、同じく13ページの(2)の埼玉県内市及び近隣特別区の議員の年収を棒グラフにしたものでございます。■で囲ってある部分が川口市のものとなっております。

次に16ページをお願いします。この資料は、ここ数年で中核市に移行した市の特別職の給料及び議員報酬の改定状況でございます。

(1) が市長、副市長の給料に関するもので、

(2) が議員報酬に関するものとなっております。

最後になりますが、前回、ご質問がありました、各自治体の外国人住民の数と税収についてですが、外国人住民の数を公表している団体としていない団体がございます、比較資料を作成することができませんでした。これは参考になりますが、川口市の外国人住民の推移は、外国人の方が住民基本台帳の適用対象に加わった平成24年8月1日現在の、21,143人から令和元年5月1日現在の36,829人と15,686人増えております。また、外国人の税収についても、税の担当課に確認したところ、現状では正確な数字を把握することができないとのことで、申し訳ございませんが比較資料は作成できませんでした。

資料の説明は、以上でございます。よろしくお願いたします。

会長

追加資料について、質問がありましたらお願いいたします。

委員

無理な質問に答えて頂きありがとうございました。これは、余談ですが、他の皆様もご経験されていると思いますが、私達の住まいの近くにも外国人の方が多くいらっしゃる、行政サービスを受けております。そこで、外国人の方の人数と税収についての資料が欲しかったので、お話をさせていただきました。

委員

5ページと6ページの徴収率の計と合計のところですが、平成24年から29年までの推移を見ると、市の方が大変努力されていると思いますが、この表に載っている市、区は全て徴収率が上がっています。これは、かなりどの市、区も努力されている結果かと思えます。少し本題からは外れるかもしれませんが、どういった対策をとられたのでしょうか。

事務局

奥ノ木市長が就任後、収税の対策といたしまして、税の徴収の特別部門を作りまして、収税に力を入れたといったところでございます。

委員

11ページの特別職の給料の減額措置を行っている自治体一覧にさいたま市が無いのはなぜでしょうか。また、審議には少し関係ないかもしれませんが、川口市の政務活動費の金額と他市と比較してどうなのかということを知る範囲で教えていただきたい。

事務局

減額措置を行っている自治体一覧にさいたま市が無い理由といたしましては、さいたま市は現在減額を行っておりませんので、ここに載っていないということでございます。2点目の政務活動費についてでございますが、同規模中核市のものについて回答させていただきます。宇都宮市が月額10万円、年額120万円、川口市が月額18万円、年額216万円、船橋市が月額8万円、年額96万円、八王子市が月額6万円、年額72万円、姫路市が月額8.5万円、年額102万円、松山市が月額10.2万円、年額122.4万円、鹿児島市が月額15万円、年額180万円、また、埼玉県内の中核市の状況ですが、川越市が月額7万円、年額84万円、越谷市が月額8万円、年額96万円となっております。この数字はいずれも平成30年4月現在となっておりますので、よろしく願いいたします。

委員

同じく11ページの減額措置を行っている自治体一覧の中で、川越市、草加市、幸手市が減額を廃止した理由と廃止する際、一気に廃止をしたのかそれとも段階的に廃止をしたのか教えていただきたい。

事務局

まず、川越市についてですが、減額の理由が台風21号の初動体制ミスによるものでございましたので、平成30年4、5月の2ヶ月間のみ30%の減額となっております。そのため、現在は条例で定めた金額に戻っております。草加市については、減額の理由が前市長の選挙公約によるものとなっておりますので、現在は新市長になっておりますので、減額措置は廃止となっております。幸手市につきましては、平成30年3、4月の2ヶ月間のみ実施したものでございます。理由といたしましては、職員の事務処理のミスによるものでございます。

会長

それでは、市長の諮問により、特別職の現行の給料の額及び

議員の現行の報酬の額についてご審議いただくところですが、はじめに、事務局から、たたき台となるような案を出してもらいたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

－ 全員異議なく了承 －

会長

異義なしということですので、事務局で案があれば、説明をお願いします。

事務局

それでは、ただ今お配りいたしました事務局案について、ご説明申し上げます。2点箇条書きさせていただいておりますが、始めに1点目の市長、副市長の給料の額でございますが、市長、副市長においては、当時の経済・雇用情勢及び厳しい市の財政状況を理由に平成15年度より15年以上にわたり、6%削減という厳しい給料カットを行ってきております。この間、社会情勢（市税収入の増加、最低賃金の引上げ、求人倍率の増加等）は大きく変化しており、一般職職員の給与改定においても、民間事業所における賃金の引上げを図る動きを反映して、ここ5年間増額改定が続いております。このような状況を考慮いたしまして、「平成15年度から実施している給料の6%削減を廃止する」というものでございます。

続いて、2点目の議会の議員の議員報酬の額でございますが、本市は、平成23年10月に鳩ヶ谷市との合併、また、平成30年4月より中核市に移行するなど、行政裁量の増加に伴い、広範で複雑多様化する市民の期待と要望に的確に応えるための調査研究等、議員の日常活動は限りなく拡大し、その責任は一段と高まっていると推測されること、また、議員1人あたりが抱える人口及び月額報酬や年収等における、他の同規模中核市との均衡という観点からも、「同規模中核市の平均値と同等の水準まで引き上げる」というものでございます。事務局案の説明は、以上でございます。

会長

ここで一つ提案ですが、今回は市長及び副市長の給料の額と議会の議員報酬の額と審議事項が2点ございます。審議対象を概ね1点ずつ絞り、集中して審議して行くというのはいかがでしょうか。

－ 全員異議なく了承 －

会長

事務局の案では、特別職にあっては減額の廃止、議員にあっては報酬額の引上げの提案でありました。2点は異なる考え方で、議論を進めなくてはなりません。とりわけ、額の引上げの案が出た議員の報酬につきましては、更に慎重な議論が必要と考えます。そこで、まず議員の報酬の額について審議するというのはいかがでしょうか。

－ 全員異議なく了承 －

会長

まず始めに私からですが、旧鳩ヶ谷市の議員は何名いましたか。議員の絶対数がどれだけ減っているかを後で調べていただければと思います。

委員

議員の報酬について引き上げることに賛否色々あると思いますが、市長、副市長の給料の減額を廃止することとは違う部分があると思っていて、市税の収入が増えたからということで、議員の報酬の額を上げる前に、もっと必要なところに財源を投入してもいいかと思えます。意見として申し上げておきます。

委員

前回、当審議会の開催理由、開催回数や開催頻度について、質問をしました。前回の開催理由については、人事院勧告によるものだと聞きました。また、平成17年度の開催から25年度の開催まで8年間開催が無かったということになります。今回については、賃上げありきということで開催している気がしてならないのですが、前回と今回の資料の中で、各自治体や同規模中核市の平均と比較してもさほど劣っているとは思えません。徴収率についても、奥ノ木市長になってから上がっているとのことなのですが、99%という自治体もありますし、100%を目指すということが、市議会だけでなく川口市役所としても必要だと思いますし、色々な資料を比較しても特別引き上げる要素は考えられないと思えます。

会長

それでは、皆様からご意見をいただきたいと思っておりますので、一人ずつご意見をお願いいたします。

委員

前回と今回の資料をみると、現状維持か引き上げるとしても、同規模中核市の平均まで行かないくらいの微増は止むを得ないかと思います。

委員

議員の報酬ということですが、色々各自治体により事情はあるかと思いますが、一市民というか主婦の立場で考えますと、高齢者社会ということで、高齢世帯が多くなっています。年金生活をしている世帯も多くいると思います。また、年金支給額も減ってきています。そういった事を色々踏まえましても、もし引き上げるのであれば微増くらいかと思います。

委員

税収等々上がり、奥ノ木市長や議員も色々と頑張っているので、引き上げてもいいかと思います。

会長

どの程度引き上げた方がよいかという具体的な金額はありますか。

委員

中核市に移行したわけですし、同規模中核市より報酬が見劣りするのまどうかと思いますので、同規模中核市の平均と同等まで引き上げるのはおかしくないかと思います。

委員

合算してはいけないと思いますが、政務活動費がかなり支給されているので、それを考えるといかがなものかと思います。川口市だけ図抜けているということを考えますと、私も皆さんと同様に現状維持か微増がいいかと思います。

委員

皆さんと同様に報酬を引き上げるのであれば、もう少し高齢者等に還元していただければと思います。私個人の意見ではありますが、報酬については少し控えていただきたいと思っています。

委員

結論から言いますと、皆さんの意見と同様ですが、今日の議論は議員報酬についてですが、この後市長、副市長の給料についても審議するわけですが、市の行政というものは、市長、副市長によらず、議員も一体となって活動することにより成り立っていると思います。それを考えますと、市長、副市長の減額を廃止することと、議員報酬を引き上げるとは、市の支出としては同じことだと思えます。それを踏まえまして、また、今回と前回の資料を見ても、現行の議員報酬は低いほうではないと見て取れます。また、鳩ヶ谷商工会の小規模事業所を見ると、いくら

か景気は回復しているとは言えども、厳しい経営をしており、経営者自らの給料も難しいという現状もあります。そういったことから考えますと、市長、副市長の減額を廃止する方向で行くのであれば、市長、副市長と一体となって活動している議員の議員報酬も微増ということは止むを得ないかと考えています。

委員

労働者の立場として、皆さんは微増がいいとおっしゃっていますが、私は先ほど申し上げたように、社会的弱者というかセーフティネットをもう少し充実させられればいいかなと考えておりますので、そういう部分から考えますと現状維持でいいかと思えます。

委員

皆さんと似たような意見ですが、市税収入や徴税率が上がっている部分がありますので、同規模中核市の平均程度まで引き上げるということをご否定するわけではありませんが、政務活動費の支給額が少し気になりますので、報酬を平均程度まで引き上げるのであれば、政務活動費も平均程度まで見直すというバランスをとることを考えてもいいかと思えます。

会長

先ほどから、高齢者や社会的弱者等の話が出ていますが、そういった方のための支出がどの程度あるか調べていただきたいと思えます。川口市は福祉関係の支出が年々増えていると思えますので、調べていただきたいと思えます。

委員

政務活動費の執行率も調べていただきたい。

会長

他自治体の執行率も調べられますか。

事務局

調べられると思えます。

会長

執行率が高いからといって悪いというわけではなく、データとしてあった方が議論しやすいと思えますので、次回までにお願いたします。

委員

政務活動費については、領収証の添付が必要なのでしょうか。

事務局

必要です。本を一冊買えば、それについても必要になります。

委員

	<p>政務活動費を全部使わず、返金する議員もいるのでしょうか。</p> <p>事務局 おります。過去には1円も使わない議員もおりました。</p> <p>委員 政務活動費の中核市の同規模自治体だけでなく、他の団体を含めた順位を調べて欲しい。</p> <p>事務局 次回までに調べます。</p> <p>委員 政務活動費というのは全議員一律なのでしょうか。</p> <p>事務局 1人あたり18万円全部個人に支給される会派もありますし、会派にいくらか渡して残りを個人にという会派もあります。無所属であれば、18万円全部個人に支給されます。</p> <p>会長 前回の会議で報酬や給料というのは、責任、職責、生活といくつかの部分から成り立っているという話をしましたが、政務活動費は議員の議会活動のために支給され、報酬は生活給的な側面が大きいということでしょうか。もし、報酬に生活給的な側面が大きいということであれば、前回質問した各地域の最低賃金など、その地域でどのような生活ができるかということも勘案する必要があるかと思います。</p> <p>委員 政務活動費というのは、研究のための資料の購入や研修費用として使用できますか。</p> <p>事務局 使用することができます。</p> <p>委員 研修に行くための旅費はどうか。</p> <p>事務局 視察のための旅費であれば使用できます。</p> <p>会長 私の会社でも研究するために本を購入するということであれば、領収証があれば書籍代が支給されますので、それと同じということですね。</p> <p>会長 他に意見がないようでしたら、次回も同じテーマを審議するということで、その際、事務局には今日要望のあった資料を用意していただければ</p>
--	---

ばと思います。次回の日程ですが、皆様のスケジュールを調整した結果、6月11日（火）の午後1時30分から本庁舎2階の第3会議室で開催させていただきます。次回も色々ご意見をいただきたく思います。ぜひよろしくお願い申し上げます。

以上